

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年2月6日付け答申第114号)

1 事案の概要

H25.4.15 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

「熊本県は、水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件に関する平成24年2月27日の福岡高裁判決を不服として最高裁に上告した。この上告に当たって、県は環境省と協議を行った。このときの議事録及び協議内容。」

H25.5.29 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

H25.7.03 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.9.12 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第155号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・平成24年3月26日付けで、異議申立人が知事宛てに送付した質問書に対する回答の中で「環境省とも十分に協議を行った」ということからして、異議申立人は、実施機関が審査会に提出した理由説明書の内容に不信感を抱くのである。
- ・実施機関が言う法的義務がないのなら、熊本県は環境省と協議をすることなく独自で上告すべきであって、それができなかったのは、今回の上告が環境省主導であったからで、それをひた隠しにしようとしたのが今回の不開示である。
- ・仮に、実施機関が言う記録等がないとするのであれば、それは被上告人側に知られては困ること、熊本県と環境省にとって都合の悪いことを話していたものと、異議申立人は考える。

(2) 実施機関

- ・県は訴訟の当事者であり、上告するか否かの判断は、県が自らの判断として行ったものである。
- ・判断に際して環境省と協議する法的義務はなく、記録及び議事録の作成を義務付けられたものでもない。
- ・判断の際に、関係法令の解釈、高裁判決の内容について、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法を所管する環境省と協議はしたが、記録を残す必要があるものではなかった。
- ・よって、本件請求文書を作成・取得していないことから、不存在による不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った不存在による不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件訴訟に係る環境省への相談が、上告をするか否かの判断に係るものではなく、法令解釈等の実務的な内容について電話等により行われたものであり、このような担当者間における実務的な相談が、日常的に行われている状況からすれば、担当者が、環境省への相談内容について、文書規程において規定される作成すべき文書には該当しないとの認識をもち、協議録等を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、当審査会としては、本件開示請求が、国との協議に係る議事録等について開示を求める趣旨であるとも考えられることから、法務省との協議についても、実施機関に説明を求めたところ、上告受理に関する文書の構成等について、法務省からの実務的な助言、指導等を受けることはあるが、本件訴訟に係る法令等に関する所管は環境省であることから、本件訴訟に関して、法務省に対し、法令解釈等に係る相談及び上告するか否かの判断に係る協議は行っていないということであった。

実施機関が、法令解釈等の実務的な内容について、本件訴訟に係る法令等に関する所管である環境省に相談を行っている状況からすれば、所管でない法務省に対しては、協議等を行っていないとする実施機関の説明にも特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成25年9月12日（諮問第155号）
答申日	：平成27年2月6日（答申第114号）
事案名	：水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって環境省と協議を行った際の「議事録」及び「協議内容」の不開示決定（不存在）に関する件（水俣病審査課分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）に係る議事録等（以下「本件請求文書」という。）について、平成25年5月29日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成25年4月15日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容が記載された行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
「熊本県は、水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件に関する平成24年2月27日の福岡高裁判決を不服として最高裁に上告した。この上告に当たって、県は環境省と協議を行った。このときの議事録及び協議内容。」
- 平成25年5月29日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成25年7月3日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 平成25年9月12日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 異議申立ての趣旨
本件不開示決定を取り消すことを求める。
- 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。
(1) 平成24年3月26日付けで、異議申立人が知事宛てに送付した質問書に対する回答の中で「環境省とも十分に協議を行った」ということが

らして、異議申立人は、実施機関が審査会に提出した理由説明書の内容に不信感を抱くのである。

- (2) 実施機関が言う法的義務がないのなら、熊本県は環境省と協議をすることなく独自で上告すべきであって、それができなかったのは、今回の上告が環境省主導であったからで、それをひた隠しにしようとしたのが今回の不開示である。
- (3) 環境省の担当者同様に熊本県の担当者も口頭で共有する認識があったのかどうかと、環境省同様に法規を、異議申立人に示すべきであった。
- (4) 仮に、実施機関が言う記録等がないとするのであれば、それは被上告人側に知られては困ること、熊本県と環境省にとって都合の悪いことを話していたものと、異議申立人は考える。
- (5) 実施機関は、法的義務がないとか、記録を残す必要がないとはあまりにも無責任であり、この体質こそが、長い年月に渡って 氏を放置(認定棄却)してきた要因であることから、異議申立人は、実施機関の不開示に憤りを感じずにはいられないのである。
- (6) 実施機関が本件請求文書を保有していないとして不開示としたのは理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、この処分を取り消すこととしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、 訴訟上告時に県が環境省と協議した際の記録及び議事録である。

2 本件請求文書の不存在について

県は訴訟の当事者であり、上告するか否かの判断は、県が自らの判断として行ったものである。

判断に際して環境省と協議する法的義務はなく、記録及び議事録の作成を義務付けられたものでもない。

判断の際に、関係法令の解釈、高裁判決の内容について、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法を所管する環境省と協議はしたが、記録を残す必要があるものではなかった。

よって、本件請求文書を作成・取得していないことから、不存在による不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、

本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件訴訟の上告受理申立てに当たり、県が環境省と協議を行った際の議事録及び協議内容が分かる文書の開示を求めたものである。

2 本件不開示決定について

本件請求文書について実施機関は、本件訴訟の当事者は県であることから、上告するか否かの判断に当たり、環境省と協議を行う法的義務はなく、現に協議を行っていないため、作成又は取得していないとしている。

このことについて、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

(1) 環境省との協議について

実施機関は、本件訴訟に関し、環境省に相談を行ってはいるが、この相談は、高裁判決の内容に関する法令解釈等の実務的な内容に係るものであり、上告をするか否かの判断に係るものではない。

なお、この相談は、法律に基づく協議ではないことから、実施機関及び環境省の担当者間において電話等により行われたものであり、文書は交わされておらず、協議記録として、組織で共有された文書も存在しない。

また、出張によるものではないため、復命書等も作成されていない。

(2) 議事録等の作成義務について

実施機関と環境省の担当者間における電話等による相談は、日常的に行われており、その記録については、本件開示請求に係る環境省への相談を行った時点において適用される熊本県文書規程（昭和34年熊本県訓令甲第19号。以下「文書規程」という。）において規定される作成すべき文書には該当しないことから、記録は作成していない。

3 本件不開示決定の妥当性について

当審査会において、文書規程における文書作成義務の規定を確認したところ、上記2に記載のとおり、本件訴訟に係る環境省への相談が、上告するか否かの判断に係るものではなく、法令解釈等の実務的な内容について電話等により行われたものであり、このような担当者間における実務的な相談が、日常的に行われている状況からすれば、担当者が、環境省への相談内容について、文書規程において規定される作成すべき文書には該当しないとの認識をもち、協議録等を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

なお、当審査会としては、本件開示請求が、国との協議に係る議事録等について開示を求める趣旨であるとも考えられることから、法務省との協

議についても、実施機関に説明を求めたところ、上告受理に関する文書の構成等について、法務省からの実務的な助言、指導等を受けることはあるが、本件訴訟に係る法令等に関する所管は環境省であることから、本件訴訟に関して、法務省に対し、法令解釈等に係る相談及び上告するか否かの判断に係る協議は行っていないということであった。

実施機関が、法令解釈等の実務的な内容について、本件訴訟に係る法令等に関する所管である環境省に相談を行っている状況からすれば、所管でない法務省に対しては、協議等を行っていないとする実施機関の説明にも特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在による不開示決定をしたことは、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審査の経過

年月日	審査の経過
平成25年 9月12日	・ 諮問(第155号)
平成25年10月28日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年12月 2日	・ 異議申立人から意見書を受理

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 1月14日	・ 審議
平成26年 3月10日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成26年 4月24日	・ 審議
平成26年 5月19日	・ 審議
平成26年 6月 9日	・ 審議
平成26年 7月14日	・ 審議
平成26年 8月11日	・ 審議
平成26年 9月 8日	・ 審議
平成26年10月15日	・ 審議
平成26年11月10日	・ 審議
平成26年12月 8日	・ 審議
平成27年 1月20日	・ 審議